

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正案等に対する意見募集の結果について（1／2）

令和2年2月26日
原子力規制委員会

核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の改正案について、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づく意見募集を実施しました。その結果につきましては、以下のとおりです。今回、御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

1. 概要

意見募集の期間：令和元年12月5日から令和2年1月3日（30日間）

意見募集の対象：核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示案

意見募集の方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、郵送、FAX及び電子メール

2. 意見募集の結果等

御意見数¹：5件

御意見に対する考え方：別紙のとおり

以上

¹ 総務省が実施する行政手続法の施行状況調査で指定された算出方法に基づくもので、別紙にある意見の数とは一致しない。

提出意見とこれに対する考え方

別紙

番号	御意見	御意見に対する考え方
1	<p><該当箇所> (経過措置) 2 この告示の施行の際現にこの告示の改正前の(省略)規定によりされている申請は、(省略)この告示による改正後の(省略)規定による申請とみなす。</p> <p><意見> 施行日(令和2年4月1日)時点で審査中の申請案件は、今回の改正(別記第1～第8の記載要領の変更)は反映不要(補正申請は不要)との理解で良いでしょうか。(別記第1～第8の記載要領が変更されるものの、改正前後で記載項目の過不足が生じるものではないと理解しています。)</p>	<p>御理解のとおりです。</p>
2	<p><該当箇所> 別記様式第8 備考1 (省略)特定兼用キャスクであり、かつ、(省略)型式設計特定機器指定通知書の写し(省略)を添付する場合には、ロに掲げる事項の記載は、省略することができる。</p> <p><意見> 型式指定をキャスクメーカーが取得し、設計承認を原子力事業者が行うことが想定されるが、申請者が型式指定と設計承認で異なるが、型式設計特定機器指定通知書の写しを添付する場合には、ロ(安全解析)に係る審査が全て省略される、との理解で良いでしょうか。</p>	<p>御理解のとおりです。</p>

3	<p>「核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示の一部を改正する告示」別記様式第8・第9備考1の「・・・第100条第2号で定める特定兼用キャスクであり、・・・」という記載は、第100条第2号ではなく、第100条第1号の誤りではないか。</p>	<p>原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う実用発電用原子炉に係る原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（令和2年原子力規制委員会規則第3号）により改正された実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）では、第100条第2号に特定兼用キャスクが規定されており、誤りではありません。</p>
4	<p>・別表の注記の「加える」は「新たに追加する」のほうがよいと思います。告示案の第4号の規定にならって。</p>	<p>御指摘の「加える」については、他の規則等の改正でも一般的に使われている表現ですので、原案のとおりとします。</p>
5	<p>・別表の9ページの改正後欄、改正前欄に二重傍線を付した規定は、告示案の第1号から第4号までの規定のいずれにも該当しないのではないかと。（表記部分だけでなく表記部分以外も改正前欄及び改正後欄で異なっているので第2号の「移動」にはあたらないのではないかと。）</p>	<p>御指摘の別表の9ページの二重傍線については、別表改正前欄の別記様式第1を別記様式第9に移動するため、本則第2号に基づき付しているもので、標記部分以外の傍線は本則第1号に基づき付しているものであり、原案のとおりとします。</p>
6	<p>・別表の11ページの改正後欄の注記「略」について：改正後の記載が省略されている場合は改正の内容がわかりません。（改正前後で変更がないのなら「同下」とすべき。）</p>	<p>御指摘の別表の11ページにおける「略」の表現は、改正前後で変更がないために用いているもので、改正後欄に「略」、改正前欄に「同左」としています。</p>
7	<p>本改正では「実用炉規則」に定める特定兼用キャスクのみが、核燃料輸送物設計承認申請書の「ロ 核燃料輸送物の安全解析」を省略できることとなっているが、同じく輸送・貯蔵兼用キャスクであり、型式指定の審査項目が同様である使用済燃料貯蔵施設用キャスクについても、型式指定を取得したものについては、審査の合理化をしていただけるよう見直しをお願いします。また、今後、使用済燃料貯蔵施設用キャスクについても核燃料輸送物設計承認申請書の「ロ 核燃料輸送物の安全解析」が省略できるように本告示を見直し、実質的な審査の合理化が行えるようにして頂きたい。</p>	<p>今回の改正は、事業所外運搬に係る申請手続規定の整理、特定兼用キャスクの輸送に係る設計承認審査の合理化等を行うものです。</p> <p>このため、今回いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>

8	<p>本改正は、審査の合理化に資するもので意義のあるものと考えております。特定兼用キャスクで型式指定を受けたキャスクについては、技術的には、使用済燃料貯蔵施設用のキャスクの性能も有していると考えられることから、使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器の型式証明、型式指定も審査不要で取得できるよう今後、見直しをお願いしたい。また、使用済燃料貯蔵施設に係る型式設計特定容器で型式指定を受けたものは、同じ貯蔵方法の場合において特定兼用キャスクの型式の審査の共通部分の審査を省略するよう合理化対応をお願いしたい。</p>	<p>今回の改正は、事業所外運搬に係る申請手続規定の整理、特定兼用キャスクの輸送に係る設計承認審査の合理化等を行うものです。</p> <p>このため、今回いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>
9	<p>法人については、その法人番号の記載を行う必要がある（複数の行政機関及び市民が、申請等において、法人となる事業者について一意に把握出来る事は望ましい事である。というか、例えば「アーク」という名称の会社だけで 300 社を越え、そして場合により商号や代表者や住所の変わる事があるのであるから、それらは容易に目標のものを追跡出来る必要があるのであるが、そのためには法人番号の記載は行われるべきである。）、様式（及び条文における要件）において、申請等を行う事業者が法人の場合は、法人番号の記載を行わせるようにされたい。</p> <p>絶対に必要性がある事柄について、行政がそれを拒むというのは、病的である。</p> <p>おそらく経済産業省（明らかに、病的に、法人番号の導入を拒否している部署が多数ある。（目的は不法な者達を利するためと察されるが。））等による欲求のためにその様になっているのではないかと思われるのではあるが、公正性と透明度と安全性の高い適切な行政を行うために、法人番号の利活用は強く求められるものである、道理に従われたい。</p> <p>意見は以上である。</p>	<p>今回の改正は、事業所外運搬に係る申請手続規定の整理、特定兼用キャスクの輸送に係る設計承認審査の合理化等を行うものです。</p> <p>このため、今回いただいた御意見については、今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、法人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の規定により、法人その他の団体を識別するための番号として指定されるものをいうものと考えられます。</p>